

3 川 監 公 第 3 号

令和3年3月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

定期（工事）監査の結果

1 監査の種類

定期（工事）監査

2 監査の対象

環境局、建設緑政局、港湾局

3 監査の範囲

平成30年度及び令和元年度に完了した工事及び設計等業務委託

4 監査の期間

令和2年10月1日から令和3年3月4日まで

5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託267件のうち、工事44件、業務委託6件、合計50件を抽出し、事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2のとおりである。

6 監査の着眼点

- (1) 計画 事業計画等は明確か。また、各種協議及び手続は適正に行われているか。
- (2) 設計 関係法令等の適用、設計基準等の整備状況及び運用は適正か。
- (3) 積算 数量、単価、歩掛りは正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契約 契約の方法及び手続は適正に行われているか。
- (5) 施工 関係法令等に基づき設計図書どおり適正に施工されているか。
- (6) 検査 検査は適正に行われているか。
- (7) 維持修繕 維持修繕の時期及び内容は適正か。

(8) 業務委託 委託料の積算は正確か。また、委託成果は適正か。

7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

これらの多くは、工事費の積算及び施工監理に係る職員の関係法令や関係基準の内容等の理解が十分でなかったことによるものである。また、工事現場の安全対策に対する指導に課題のある事例も見受けられた。

工事費の積算及び施工監理に当たっては、関係法令や関係基準の内容等を十分に理解するとともに、工事現場の安全確保に向けた対策が確実に実施されるよう請負者に対する適切な指導に努められたい。

なお、今回の監査においても、これまでの監査で指摘した事項と同様の事例が見受けられたことから、職員の技術力の維持・向上に向け、OJTを基本とした研修等の組織的な取組の充実強化を図られたい。

(1) 工事現場の安全に関する指導を適切に行うべきもの

本工事は、多摩川緑地等公園施設の緊急補修工事である。

このうち、高所作業での安全対策についてみたところ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条によると、高さ2メートル以上の高所で作業を行う場合には安全対策として墜落防止措置を講じなければならないとされているが、一部の折損枝の除去作業において安全帯の使用などの墜落防止対策を行っていなかった。

また、川崎市請負工事監督規程（昭和43年訓令第4号）によると、監督員は工事についての関係法令を熟知するよう努め、請負者に対し適切な指示が与えられるよう工事現場の状況を把握しなければならないとされている。監督員は関係法令を把握していたものの、施工前に請負者

から提出される書類に高所作業における安全対策が記入されていない等、安全対策を指導する機会があったにもかかわらず適切な指導を行っていませんでした。

高所作業を伴う工事の監督に当たっては、安全確保に向けた対策が確実に行われるよう請負者に対し適切に指導されたい。

(工事番号 21) (建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

(2) 設計変更の積算を適正に行うべきもの

本工事は、川崎区殿町地区に電線共同溝を整備する工事であり、工事により発生する残土の処分が含まれている。

建設発生土受入費は平成30年度に改定され、平成31年4月1日から新単価が適用されている。このことに関し、「建設発生土受入費の改定における対応方法について」(平成30年12月14日付け30川建技第358号建設緑政局総務部技術監理課長通知)によると、適用日以降に受け入れられた残土は設計変更の対象とすることとされている。

本工事は新単価適用日前に契約したものであるが、発生した残土は全て新単価適用日以降に浮島指定処分地に搬入していたことから、設計変更に当たっては全て新単価で積算すべきところ、監督員は建設発生土受入費が改定されていることを把握しておらず、旧単価のまま積算を行っていた。

また、残土の運搬・処分数量の一部に誤りがあり、これは監督員が算定内容の確認を十分に行わなかったことによるものである。

電線共同溝の整備工事は工事内容が多岐に渡り、かつ、工種も多様であることから、設計変更が多項目に及ぶ場合には、より一層の注意を払い設計及び審査に当たられたい。

(工事番号 28) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

(3) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 積算内容の確認を十分に行うべきもの

設計積算に当たり、内容の確認が十分でなく複数の誤りを把握できていなかった事例

(工事番号10) (建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

イ 適切な業種選定を行うべきもの

工事請負業者の業種選定に当たり、主たる工事内容の専門性を踏まえた検討が不十分であった事例

(工事番号19) (建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

ウ 路床改良の施工監理を適切に行うべきもの

路床改良の施工に当たり、支持力計算の誤りを把握せず施工を承認していた事例

なお、事実判明後の検証の結果、改良路床の実際の支持力は基準を満たしていることが確認されている。

(注) 路床改良とは軟弱な地盤においてセメント系固化材等を使用して支持力を上げることをいう。

(工事番号27) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

エ 合理的な設計積算を行うべきもの

撤去に伴い発生する鉄くず材の運搬費の積算に当たり、経済性・効率性・環境負荷低減の検討が不足していた事例

(工事番号32) (港湾局川崎港管理センター設備課)

オ 適正な設計単価を決定すべきもの

設計積算に当たり、使用材料等の単価の決定順位及び見積りによる単価の採用方法が適正でなかった事例

(工事番号 33) (港湾局川崎港管理センター整備課)

別表1 局別の監査実施状況

対象局		監査の範囲		監査実施工事等	
		件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
環境局	工 事	33	2,366,956	9	1,348,814
	業務委託	2	7,302	0	0
建設緑政局	工 事	93	7,803,535	21	2,357,534
	業務委託	65	862,250	5	59,882
港湾局	工 事	58	12,463,381	14	3,880,929
	業務委託	16	206,578	1	21,967
合 計		267	23,710,002	50	7,669,126